

障害者雇用促進企業登録に係る取扱い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、障害者雇用促進企業等からの物品の購入に係る取扱い要綱（平成17年1月21日伺定め。以下、「要綱」という。）第2条第2号に定める障害者雇用促進企業の登録に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(登録の申し出)

第2条 障害者雇用促進企業の登録を希望しようとする者は、障害者雇用促進企業登録申出書（第1号様式）に、雇用する身体障害者手帳又は療育手帳の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

(登録)

第3条 知事は、前条の規定による申し出があった場合は、その内容を審査し、障害者雇用促進企業に該当すると認めるときは、障害者雇用促進企業名簿に登録するものとする。

2 知事は、前項の規定により登録することを決定したときは、障害者雇用促進企業登録決定通知書（第2号様式）により、その旨を通知するものとする。

3 登録の有効期間は、登録日から大分県が発注する物品の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下、「競争入札参加資格」という。）の有効期間の終期までとする。

(変更及び辞退の届け出)

第4条 障害者雇用促進企業名簿に登録された者（以下、「登録者」という。）が、次のいずれかに該当するにいたった場合は、障害者雇用促進企業登録事項変更届（第3号様式）により、速やかに知事に届け出なければならない。

- (1) 所在地の変更
- (2) 名称の変更
- (3) 代表者氏名の変更
- (4) 障害者の雇用状況の変更

2 登録者が、次のいずれかに該当するにいたった場合は、障害者雇用促進企業登録辞退届（第4号様式）により、速やかに知事に届け出なければならない。

- (1) 障害者雇用促進企業の要件に該当しなくなったとき
- (2) 営業を廃止したとき
- (3) その他登録を辞退しようとするとき

(登録の取消し)

第5条 知事は、登録者が、次のいずれかに該当するにいたった場合は、当該登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽その他不正な方法により登録を受けたことが明らかになったとき
- (2) 障害者雇用促進企業の要件に該当しなくなったとき
- (3) 営業を廃止したとき

附 則

1 この要領は、平成17年4月1日から施行する

2 平成17年4月1日現在すでに競争入札参加資格を有する者が障害者雇用促進企業として登録申し出をしようとするときは、平成17年4月1日から平成17年6月30日までの間、随時これを行うことができるものとする。

附 則

1 この要領は、平成21年12月8日から施行する。

障害者雇用促進企業登録申出書

年 月 日

大分県知事 殿

〒
所在地
名称
代表者氏名

印

下記のとおり、障害者雇用促進企業の登録を受けたいので、障害者雇用促進企業登録に係る取扱い要領第2条の規定により申し出をします。

記

1 業種及び主な取扱品目

(1) 業種

(2) 主な取扱品目

2 資本金

千円

3 大分県内における雇用状況

(1) 常用雇用者数

人

(2) うち障害者数

人

〔 障害者雇用促進法に基づき、常用の重度障害者は
1人を2人として数える 〕

4 大分県内の事業所及び所在地

(1) 本社（本店）

(2) 支社（支店）

(3) その他

5 競争入札参加資格者登録番号

6 添付書類

雇用する障害者の身体障害者手帳又は療育手帳の写し

障害者雇用促進企業登録決定通知書

第 号
年 月 日

名 称

代表者氏名 殿

大分県知事

年 月 日付で提出されました障害者雇用促進企業登録申出書に基づき、貴殿の資格を審査した結果、下記のとおり登録しましたので通知します。

記

1 登録年月日 年 月 日

2 有効期間 自 年 月 日

至 年 月 日

3 その他 継続して登録を希望の場合は、有効期限の満了する年に行われる入札参加資格審査申請時に同時に申請を行ってください。

障害者雇用促進企業登録事項変更届

年 月 日

大分県知事 殿

〒
所在地
名称
代表者氏名

印

障害者雇用促進企業登録事項について、下記のとおり変更があったので、障害者雇用促進企業登録に係る取扱い要領第4条第1項の規定により、お届けします。

記

1 変更内容

2 変更年月日

3 その他

障害者雇用促進企業登録辞退届

年 月 日

大分県知事 殿

〒
所在地
名称
代表者氏名

印

下記の理由により、障害者雇用促進企業登録を辞退したいので、障害者雇用促進企業登録に係る取扱い要領第4条第2項の規定により、お届けします。

記

1 辞退理由

2 辞退年月日

3 その他